

議案第 1 1 2 号

さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 6 月 1 0 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市墓地及び納骨堂条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 9 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第 1 章～第 3 章 [略] 第 4 章 補則（第 2 4 条・第 2 5 条） 附則 第 4 章 [略] <u>（指定管理者による管理）</u> 第 2 4 条 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに、 <u>墓地及び納骨堂の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</u> <u>(1) 墓地及び納骨堂の施設等の維持管理に関する業務</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務</u> 第 2 5 条 [略]	目次 第 1 章～第 3 章 [略] 第 4 章 補則（第 2 4 条） 附則 第 4 章 [略] 第 2 4 条 [略]

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。